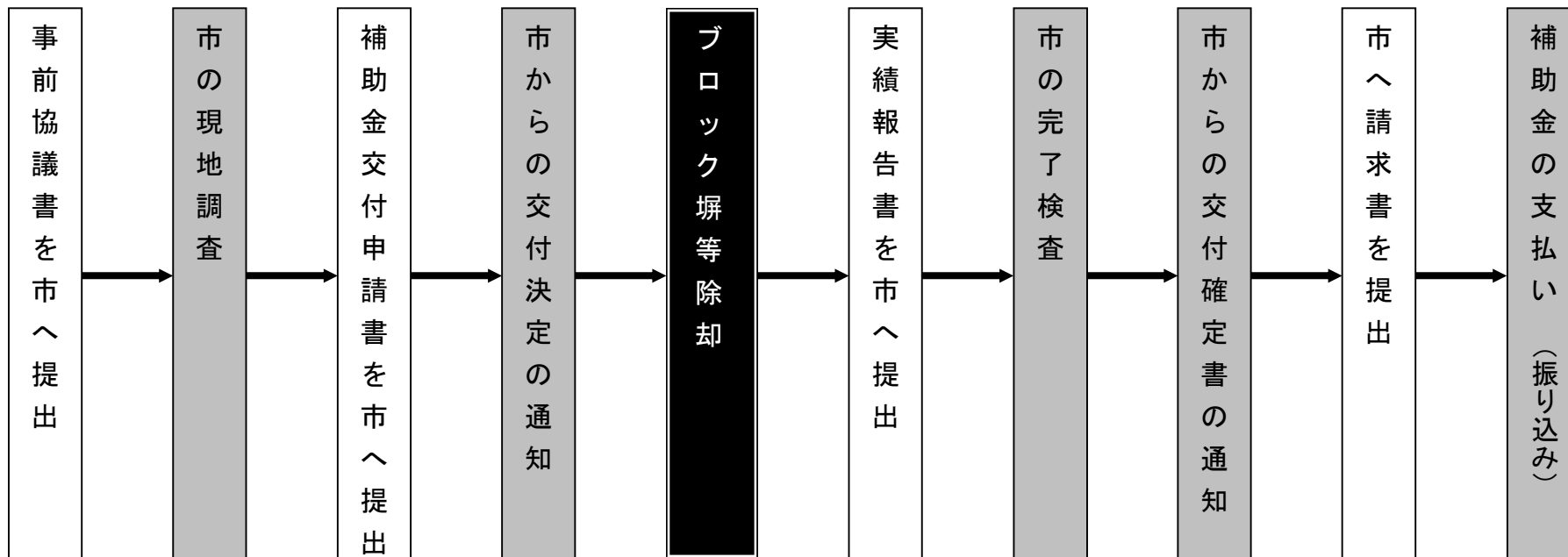


ブロック塀等の安全確保事業費補助金制度の申請手続きの流れ



事前協議書(各1部提出)

- ・事前協議書(除却前の配置図含む)
- ・案内図(縮尺 1/2500 以上の都市計画図など)
- ・見積書の写し
- (除却分とフェンスや生垣設置分の費用を明確にすること。
実績報告の際の領収書の写しについても同様)
- ・除却前の現場全景写真

交付申請(各2部提出)

- ・補助金交付申請書
- ・ブロック塀等の安全確保事業計画書
- ・収支予算書
- ・案内図(縮尺 1/2500 以上の都市計画図など)
- ・配置図(敷地内でフェンス、生垣を設置する場所及びその延長を記載すること。
生垣設置の場合は樹種、樹高を併せて記載すること。)
- ・見積書の写し
- ・撤去前の現場全景写真
- ・フェンス等のカタログの写し(透過率等仕様のわかるもの)及びフェンス等の高さ、基礎の高さが分かる図面

実績報告(各1部提出)

- ・補助事業実績報告書
- ・収支決算書
- ・領収書の写し
- ・事業の完成を確認できる写真
- (撤去後更地となった状態を申請時と同じ角度・場所を撮影したもの。撮影しないままフェンス等設置をしてしまうと補助対象としない場合があるので注意してください。)